

千葉県発達障害児等のためのオンライン診療推進モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、通院・受診時に保護者の負担が大きい発達障害児等が、医療機関に行かなくても自宅や施設で受診できるようにすることを目的に、発達障害児等を対象に「千葉県発達障害児等のためのオンライン診療推進モデル事業」を実施することとし、当該事業のオンライン診療等を実施する県内所在の病院又は診療所（歯科診療所は除く。）の環境整備に係る初期経費に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

2 この補助金を受けようとする者（以下「補助希望事業者」という。）は、千葉県発達障害児等のためのオンライン診療推進モデル事業業務委託契約を締結する者に限るものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 オンライン診療等 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月厚生労働省）に基づいて行われるオンライン診療及びオンライン受診勧奨
- 二 情報通信機器等 パソコンやタブレット等のリアルタイムの視覚及び聴覚の情報を含む情報通信手段を有する通信機器及びその周辺機器
- 三 発達障害児等 発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものを「発達障害者」とし、発達障害者のうち18歳未満のもの（ひきこもり児を含む）を「発達障害児等」とする

(対象事業)

第3条 この要綱において、補助の対象とする事業は、発達障害児等を対象に含むオンライン診療等を保険医療機関として行うために、新たに、必要な情報通信機器等の環境整備を行う事業（以下「補助事業」という。）とする。

(補助対象事業者)

第4条 補助事業を実施できる者(補助対象事業者)は、補助希望事業者のうち、発達障害児等を対象に含むオンライン診療等(県内のオンライン診療体制の確保に資するものとして知事が認めるものに限る。)を、新たに開始しようとする、県内に所在する病院又は診療所(歯科診療所を除く。以下同じ。)とする。なお、既にオンライン診療等を実施している病院又は診療所が規模を拡充しようとする場合を含む。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者(法人その他の団体にあっては、その役員等(業務を執行する社員、理事、監事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

二 次のいずれかに該当する行為(ロ又はハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあっては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付額の算定方法・交付対象経費・対象期間等)

第5条 この補助金の交付対象経費、補助率、補助上限額等は次表に定めるとおりとし、補助上限額と交付対象経費の支出予定額とを比較して少ない方の額から、寄付金その他

の収入を控除した額を、県の予算の範囲内において交付する。ただし、算出された額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項の交付対象経費は、交付対象者が本交付要綱の施行された日以降に開始した事業に要する経費で、翌年 3 月 3 1 日までに事業及び費用の支払いを完了したものに限る。

区分	交付対象経費	補助率	補助上限額
病院、診療所	第 2 条第 1 項に規定するものに係る以下の経費。 オンライン診療等のための専用の情報通信機器、専用システム導入に係る経費等の初期経費。 なお、事業実施期間以前に購入された情報通信機器等の経費等は除く。	1 0 / 1 0	200, 000 円

(交付の申請)

- 第 6 条 補助希望事業者は、あらかじめ指定する期日までに交付申請書(別記第 1 号様式)に必要な関係書類を添えて、知事に提出するものとする。

(交付の決定)

- 第 7 条 知事は、この補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)から前条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、次条に規定する事項を条件に交付決定するものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

- 第 8 条 この補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- 一 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けること。

- 二 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 三 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 四 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価20万円以上の機械器具等（以下「財産」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- 五 知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 六 財産については、事業終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 七 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、関係証拠書類とともに、これを事業終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- 八 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合の場合を含む。）には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに仕入控除税額報告書（仕入控除税額報告書（別記第2号様式）を知事に報告しなければならない。

なお、交付対象者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申請内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- 九 補助希望事業者は、オンライン診療等の環境整備後、速やかに、関東信越厚生局へ

情報通信機器を用いた診療の施設基準に係る届出を行わなければならない。

十 補助希望事業者は、知事がオンライン診療の実績等に関する調査を行う場合は協力しなければならない。

十一 その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、この補助金の交付決定の内容又は条件に異議があるとき、この補助金の交付決定を受けた日から14日以内に申請の取下げをすることができる。

(変更承認申請)

第10条 第8条第1号から第2号までの規定により承認を受けようとするときは、その理由及び内容を記載した変更(中止・廃止)承認申請書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 知事は、補助事業の適正な執行等を図るため、必要と認めるときは、経理状況その他必要な事項について、この補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)に報告を徴することができるものとする。

2 補助事業者は第8条第9号に規定する届出を行なった後、当該届出書の写しを知事に提出しなければならない。また、関東信越厚生局から送付される届出受理通知書が届いたときは、速やかに当該届出受理通知書の写しを知事に提出することとする。

(補助事業の遂行等の命令)

第12条 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付決定の内容又は条件によって遂行されていないと認めるときは、これに従って当該補助事業を遂行するよう命ずることができる。

2 知事は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業者に対し当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付決定の内

容又は条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、第17条の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止したときを含む。）又は交付決定に係る県の会計年度が終了したときは、あらかじめ指定する期日までに実績報告書（別記第5号様式）に必要な書類を添えて知事に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、当該補助事業者へに通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 知事は、前条の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合しないと認められるときは、補助事業者に対し、これに適合させるための措置を講ずるように命ずることができる。

(交付の請求)

第16条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、請求書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第17条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- 一 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 二 補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関し補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

三 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として知事が定める者であることが判明したとき。

2 知事は、間接補助事業者等が間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関し法令等に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

3 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

4 第7条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第18条 知事は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 知事は、前2項の返還の請求に係る補助金で、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことがある。

(加算金及び延滞金)

第19条 補助事業者は、第17条第1項の規定により補助金の交付の決定が取り消された場合において、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業

者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

- 4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 5 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

（他の補助金等の一部停止等）

第20条 知事は、補助事業者は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することがある。

（指導及び監督）

第21条 知事は、補助事業者に対し、補助事業に係る運営について、法その他の関係法令の定めるところにより、補助金の交付目的が有効に達せられるように必要な指揮監督を行うことができる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第22条 本事業の補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

（その他）

第23条 その他、この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年7月13日から施行し、同年7月13日から適用する。